

平成 26 年 3 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 12 号

平成 26 年 3 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 26 年 2 月 28 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、 期 日 平成 26 年 3 月 7 日（金）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 26 年 3 月 7 日（金曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

3 月議会定例会を開催いたしましたところ、何かとお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。先ほど、議会広報特別委員長泊満夫君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、表彰状及び記念品の伝達を行います。去る 2 月 26 日、第 65 回香川県町村議会議長会総会におきまして、香川県町村議会議長会会長から、議員 10 年以上在職自治功労者として、川口幸路議員、井上正清議員、上川正衛議員が表彰を受けました。これより表彰状及び記念品の伝達を行います。

（議長から川口幸路議員、井上正清議員、上川正衛議員に表彰状及び記念品の伝達）

続きまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 26 年 3 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国の新年度予算案が過去最大の 95 兆円余りで衆議院本会議を通過し、

現在参議院にて審議中でございますが、我が町におきましても、平成 26 年度予算案を編成し、本日上程いたしております。詳細につきましては施政方針で述べさせていただきたいと思っております。

本日提案の議案につきましては、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算案をはじめ補正予算関係が 8 件、平成 26 年度の各会計当初予算関係が 12 件、辺地に係る総合整備計画の変更が 1 件、条例関係が 18 件、道路線の廃止及び認定が 2 件、合計 41 件でございます。

本 3 月議会は、平成 26 年度の我が町における基本方針をご審議いただく定例会であります。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

去る 2 月 28 日、午前 9 時 30 分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本委員会は去る 2 月 28 日、委員会室におきまして、3 月定例会の会期、日程等につきまして審議をいたしました。まず会期でございますが、本日より 25 日までの 19 日間とし、本会議の開催は本日と 10 日、20 日、25 日の 4 日間を予定しております。

各常任委員会に付託する予定の議案の審査日は、あらかじめ配布しております日程表を参考にさせていただきたいと思っております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査結果について各委員長より報告していただき、その後、これに対する質疑を行います。

続きまして町長より平成 26 年度施政方針大綱の説明をいただき、次に執行部より、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度当初予算、計画変更の関係、条例関係他の各議案を一括して提案理由の説明を受け、散会する予定でございます。

10 日の本会議では、まず初めに補正予算に関する議案第 1 号から第 8 号まで

の質疑、討論、採決を行います。その後、平成 26 年度施政方針大綱に対する質疑、続いて平成 26 年度当初予算に関する議案、計画変更の関係、条例関係他の質疑を行います。質疑が終わりますと、議案第 9 号から 41 号までの議案を各常任委員会へ付託、審査をお願いし、散会といたします。

20 日の本会議は、一般質問を予定しております。一般質問の通告期限は、10 日の正午を締切としております。質問は提出順にさせていただき予定でございますので、よろしくお願いいたします。

最終日の 25 日は、各常任委員長より付託議案の審査結果の報告を受け、これに対する質疑、討論、採決を行います。最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申し出を採択し、本定例会を終了する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

平成26年3月7日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（上川正衛君）	9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君）	11 番（藤本誠助君）	12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）		

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1名

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（難波正樹）
教 育 長（藤本義則）	総務課長兼企画課長（条 英彦）
税 務 課 長（中井俊博）	福 祉 課 長（須浪宏和）
健康増進課長（奥村 忠）	住民環境課長（椎木 孝）
人権対策課長（澤田 穰）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（前田満照）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（南堀英二）
病院事務長（三木俊明）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	債権管理室課長（岡田耗使）
総務課係長（三枝恵吾）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成26年3月土庄町議会定例会
議事日程（第1号）

（平成26年3月7日招集）

平成26年3月7日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会、病院再編調査特別委員会、観光振興特別委員会）
- 第 4 平成26年度施政方針大綱について
- 第 5 議案第 1号 平成25年度土庄町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第 2号 平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 3号 平成25年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 4号 平成25年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第 5号 平成25年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 6号 平成25年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 7号 平成25年度土庄町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 8号 平成25年度土庄町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第 9号 平成26年度土庄町一般会計予算
- 第14 議案第10号 平成26年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 平成26年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第16 議案第12号 平成26年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 平成26年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第18 議案第14号 平成26年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第19 議案第15号 平成26年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 平成26年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第21 議案第17号 平成26年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第22 議案第18号 平成26年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第23 議案第19号 平成26年度土庄町水道事業会計予算
- 第24 議案第20号 平成26年度土庄町病院事業会計予算
- 第25 議案第21号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第26 議案第22号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第23号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第24号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第25号 土庄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第26号 土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第27号 土庄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

- 第 3 2 議案第 2 8 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 3 議案第 2 9 号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 3 4 議案第 3 0 号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 3 5 議案第 3 1 号 土庄町小江自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 6 議案第 3 2 号 土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 7 議案第 3 3 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 3 8 議案第 3 4 号 土庄町太陽光発電等設備管理基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 3 9 議案第 3 5 号 土庄町地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 4 0 議案第 3 6 号 土庄町池西正輝教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 4 1 議案第 3 7 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例
- 第 4 2 議案第 3 8 号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第 4 3 議案第 3 9 号 土庄町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例
- 第 4 4 議案第 4 0 号 土庄町道路線の廃止について
- 第 4 5 議案第 4 1 号 土庄町道路線の認定について

開会、開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から3月25日までの19日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年3月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（川本貴也君）

日程に入る前に諸般の報告をいたします。

1月臨時会以降、本日に至る閉会中に議会改革活性化特別委員長の川口幸路君が辞任し、新委員長に副委員長の泊満夫君を、新副委員長に山本良熙君を互選いたしております。

監査委員より監査の報告を受けております。

お手元に、報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（川本貴也君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番 山田建之君、4番 山崎勝義君を指名いたします。

会期の決定

○議長（川本貴也君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、3月7日から3月25日までの19日間にいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月25日までの19日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長(川本貴也君)

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長(川本貴也君)

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長(山崎勝義君)

おはようございます。

昨年12月10日及び本年2月14日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催し
たので、その内容について順次報告を申し上げます。

12月10日、代表監査委員から町税等の徴収と欠損について当委員会が監査
を受けた結果をもとに、執行部から説明を聞き審議いたしました。

税務課から、滞納処分の流れについて、納期限を過ぎると翌日から延滞金が
計算されると共に督促を出し、10日を経過した日までに完納しないときには、
財産を差し押さえなければならぬと地方税法で決められているとのこと、催
告書は10月と3月に送付しているが、税法上の規定はない旨の説明を受けまし
た。

債権管理室から、税務課において督促や催告をしたにもかかわらず完納され
ない場合に、その滞納者の預金、売掛金、不動産等の財産を調査した後に支払
の交渉を行っているそうです。それでもなお支払のない場合には、差押えによ
り滞納処理を行います。その順番は普通預金、定期預金、給与、年金、保険、
不動産となります。

水道課から、水道使用料の請求は2か月に1回行いますが、納期限を過ぎれ
ば60日以内に督促状を発送し、その後には支払催促電話や訪問徴収、分納協議等
を実施してきましたが、滞納が増えているので法的手段や給水停止も視野に入

れた徴収方法を考えているとのこと。裁判所に支払督促の申し立てをする法的手段や、支払協議をして分納誓約か一括支払の形をとったり、応じなければ給水停止予告を行う必要もあるとのこと。また、財産調査については独自ではできず、債権管理室と連携を取り、進めていく考えです。

委員から、地方税の消滅時効は 5 年の期限があるが、町は過去に時効の停止をしていなかったのか、延滞金は取ったのか、との質問に、執行部から過去の問題についてはそれぞれ個人の問題点を協議しながら討議してきており、時効の停止はやっていない、延滞金は平成 21 年頃から取るようにしていると回答がありました。

さらに、水道使用料の滞納が 1 億 6 千万円もあるのに、給水停止を行っていないのは 8 市 9 町の中で 3 町だけだと聞くが間違いないか、町の財政が非常に厳しくなる状況においてきちんと徴収すべきではないか、との質問に、給水停止をしていないのは土庄町含め数町しかなく、反省の上 23 年度から債権管理室を作って専門的に徴収をしている状況である、との回答がありました。

2 月 14 日、2 回目の総務建設常任委員会では、企画課、農林水産課、建設課より説明を受け審議をいたしました。

企画課。土庄町の組織再編の具体的な課の再編案について説明がありました。

債権管理室は、債権回収について一定の成果と目途がついたということで当初課内室であった税務課への統合を考えたが、税のほか水道使用料などの私債権の滞納整理も進める必要から、出納室への統合を計画しております。

人権対策課は、大部住宅建設計画の推進、平成 26 年度に開催される全国人権・同和教育研究大会の会場運営、戸籍の不正取得問題や身元確認等差別事象など人権教育全般の関係から、分掌事務をそれぞれ建設課、教育総務課、住民環境課へと分けると共に、住民環境課には人権推進室を設置し、再編の結果、より多くの職員が人権・同和問題に取り組むことにつながる考えであるとの説明をいただきました。

委員から、債権管理室は 2 年足らずで約 1 億円の滞納回収をしてきている。独立した課でやるべきで再編は早いのではないかとの質問に対し、執行部からは、人的資源が限られているので有効活用、職員数のバランスなどその時に応じた組織再編は当然との観点から検討している、出納室に統合する案で今と同じ方法で債権管理を行うということでした。

農林水産課。鳥獣被害対策及び捕獲状況について説明がありました。平成 24 年度の鳥獣による作物等への被害面積は 11.8ha、被害総額 2360 万円、被害鳥獣の主なものはニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ヌートリアの 4 種類で、イノシシとヌートリアは生息数不明ということでした。

町は、獣害に強い地域づくりの対策として、みんなで勉強、守れる集落・守れる畑づくり、自分でやる囲いや追い払い、捕獲と大規模柵の設置をそれぞれ事業展開し推進しております。

捕獲実績を昨年度と比較すれば、ニホンジカが同数の捕獲、ニホンザルはメスの捕獲数が増加、イノシシは倍以上の捕獲、ヌートリアは3倍の捕獲となっております。特にイノシシについては、香川県が作成した「イノシシ捕獲技術プログラム」を活用した捕獲技術の向上によるもの、ヌートリアは地区協議会のない地域での捕獲が行われたことによるものです。

最後にワイヤーメッシュ柵や電気柵について、自治会や関係者が設置している状況を図面に記載していただき詳細に説明をいただきました。

委員から、メッシュ柵・電気柵について、町は原材料支給だけで地元が設置するのかとの質問に、執行部からは、設置場所の伐採は森林組合が行うが、地域で守っていくという意識を高めるため地元自治会等で設置をしていただいているとのことです。

また、捕獲したサルのうち出産経験のあるメスザルは逃がしているとはどういう理由かについて、最近の研究で、ボスザルは群れを出たり入ったりしているだけで、母ザルを取ってしまうと群れの中にいる娘ザルがバラバラのグループになるとのことが分かり、群れ全体がバラバラになって被害がより大きくなるために子どもを産んでいない娘ザルを処分し、増加数を防いでいるそうです。

別の委員から、イノシシ対策として電気柵の維持管理について、今後は農家、自治会だけでなく、国をはじめ行政も指導・協力願いたいとの意見がありました。

建設課。耐震対策支援事業について、2種類の説明がありました。

まず民間住宅耐震対策支援事業は、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、併用住宅について、耐震診断に要した費用の10分の9補助、限度額9万円及び耐震改修に要した工事費用の2分の1補助、限度額90万円、補助は国費、県費、町費が当てられます。

この補助制度は平成23年度から始まり、23年度が診断3件・改修1件、24年度が診断2件・改修1件、25年度は現時点で診断7件・改修3件の実績でした。

次に病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なものの耐震診断が義務化されたことに伴い、要緊急安全確認大規模建築物の支援事業が創設されました。対象は昭和56年5月31日以前に着工された、階数3階以上かつ延床面積5,000㎡以上の大規模建物で、平成28年3月31日ま

でに診断着手したものです。

補助率は、町が補助要綱を策定している場合と策定していない場合で異なる
とのことです。

委員から、大規模耐震診断の実施にあたり、町は補助要綱を策定しているの
か、との質問に、執行部からは3月中に策定、告示し、4月から施行する予定だ
そうです。

以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

閉会中の教育民生常任委員会の主なものについて報告をいたします。当委員
会は、平成25年12月19日と平成26年2月5日の2回開催しました。

12月19日の委員会は、午前10時30分から土庄町役場委員会室で委員6人
の出席のもと開催しました。委員会は、中央病院の運営の危機、三宅先生の去
就が最終段階に来ていることなど、また議長からも開催要請があったので、病
院の問題を中心に協議しました。

最初に中央病院の三木事務長から、病院の置かれている現状・課題及び小豆
島の医療のあり方、地域医療人材育成センター設置の体制づくりなどについて
説明がありました。

委員からは、これらは土庄町にとって大きな課題であり急ぐものであるので、
プロジェクトチームを立ち上げ、そこに専任の職員を配置し、スピード感をも
って取り組むことが必要であるとの意見が出されました。

当委員会は、この件に関して、中央病院の三木事務長から提案された小豆島
の医療福祉計画を実現の方向に持っていくことを確認し、地域医療人材育成セ
ンター構想についても予算をつけて進めていただくこと、そしてこれらの事業
を進めていくために早急にプロジェクトチームを立ち上げることを提言しまし
た。

町長からは、今日の委員会で決まったことについて、人的なことや予算的な
ことを早急にまとめていきたいという回答がありました。

その他に、中央病院の他の医師や看護師の移籍、新病院の建設についても協
議しました。

次に2月5日に開催された教育民生常任委員会について報告いたします。

委員会は、委員全員出席のもと、三枝新町長、難波新副町長と共に、午前9

時 30 分から新小学校の建築現場を視察し、その後役場の委員会室に帰り、所管する教育総務課、健康増進課、土庄中央病院、住民環境課から当面する課題などについて報告を受け、協議しました。

初めに、教育総務課。佐伯課長補佐から、消費税の増税にあたり、給食の質を保つため消費税の増税分の値上げをしたいという報告がありました。この件に関して、委員からは異議がなく、了承しました。

次に、宮原課長から、小学校再編協議会の中で進んでいる校歌、制服、校章、スクールバスなどについて進捗状況の報告がありました。制服につきましては、新小学校開校時には、1年生・2年生が新しい制服を着用していることになりません。

次に、健康増進課。奥村課長から、市町への権限移譲に係る土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定及び土庄町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定状況について報告がありました。

委員から、新型インフルエンザは俗に言う鳥インフルエンザか、地域包括支援センターの職員は確保されているかなどの質問がありました。

執行部から、ここで取り上げる新型インフルエンザは、人から人への感染が爆発的に起こるものを対象としている。地域包括支援センターの職員は確保されているなどの回答がありました。

次に、土庄中央病院。三木事務長から、4月以降の病院の診療体制・看護体系について詳しく説明がありました。問題点として、中央病院・内海病院に外科医がいなくなる恐れがあること。中央病院の葛原先生がいなくなることによって、小児科の入院、小児救急の対応ができなくなること。入院病床を削減しなければならないこと。内海病院も内科医が退職予定であることから、診療が厳しくなりそうであることなどが報告されました。

そしてこれらの課題解決に向けて、早急に小豆島町との連携のための協議システムの構築、庁内での協議体制の整備が必要であり、行政・議会・住民が一体となった取り組みを継続的に行う必要があると報告がありました。

委員からは、以前、救急や時間外受診について、時間内受診をするよう皆さんの理解をお願いしたが、その後状況は良くなっているか。庁内の協議体制とは町長部局内の体制ということか。医師が減ると救急が一番大変になると思うが、そのあたりの小豆島町を含めた島内協議を誰がどのようにやっていくのかなどの質問がありました。

三木事務長からは、時間外の受診が減少し状況は良くなっている。庁内の協議体制とは、議会・町の執行部・病院・福祉関係者が集まったものを考えている。過去に消防署と医師とで協議会を持ち、解決策を協議したことがある。今

後は、消防と 2 つの町で定期的に協議会を持ち、問題の解決を図らなければならぬなどの回答がありました。

また、議長からは、病院の方でいろいろ考えていただいて、精一杯やれる範囲で最善を尽くそうという案だと思うが、まだまだ問題がくすぶっている状況であると思う。議会としても先の反省を踏まえて、積極的にこの話に参加していこうと思うが、病院に関しては、町長・執行部の方で率先してやっていただきたいという意見が出されました。

町長からは、議会・病院・行政の三者が一緒にならないといけないが、まずは病院と行政の意思疎通をもっと図り、庁内体制も含め早急にやりたいとの回答がありました。

次に、住民環境課。椎木課長から、現在の灘山の一般廃棄物処理施設整備状況について報告を受けました。

現在の状況は、採石認可申請の書類が整い、2社の採石業者が1月中頃に県へ認可申請の書類を提出した。先日、県の関係課と今後のスケジュール等について協議した。県も住民生活に密着した町の事業が控えていることから、1日も早く採石認可を出す方向で考えているということで、関係法令に係る町側の意見書の提出など、関係各課の連携をお願いしたいということで、森林法、採石法の関係から、農林水産課、商工観光課に意見書の照会と迅速な対応をそれぞれにお願いしている。以上が現在の進捗状況である、とのことでした。

委員からは、GOサインが出ても3~5年、場合によっては7~8年かかるのではないかと。自治会等との話はどうなっているか。採石計画を次の委員会に提出してほしい。町が土地開発公社から土地を取得するのは、事業に着手するときか。毎年利息を支払いしているのだから、早く工事にかかってほしいなどの質問がありました。

執行部からは、処理場の建設計画があるので、県と業者へは3年でベンチカットをしてほしいと申し入れしている。自治会や漁協のトップには話している。認可が出た時点で、役員会や総会に出向いてご挨拶したい。27年には完成しないので、地元には再々延長のお願いになる。町の買い取りは、事業に絡めて起債で賄う形になると思う。5月で3年の期限が切れるので再度3年の更新で対応し、できれば3年以内に土地開発公社から取得したいなどの回答がありました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長 佐々木邦久君。

○水道事業特別委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

本委員会は、2月28日に閉会中の水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概要を報告します。委員全員出席でございました。

肥土山浄水場導水施設更新工事の進捗状況の説明を受けた後、今後の肥土山浄水場更新工事における4施設の検討を行いました。

進捗状況について、3,000トンの原水調整池は底版コンクリートが施工完了し、側壁部分も一部完了している。導水ポンプ槽は、底版コンクリートが完了したということでありました。

仮設電気工事と仮設配管工事について、施工業者より施設操作制御盤として管理棟で利用できるようにと提案され、変更の検討中とのことでありました。

本題の更新工事について、4施設の変更点をどうするか委員会に審議の依頼がありました。

執行部からの提案として、機械脱水機について、汚泥濃度が薄く、完全処理ができていない状況であることから、解消するために同等の機械脱水機がもう1基必要であること。

汚泥掻寄機について、リンクベルト式、モノレール式、レシプロ式、ロープ牽引式の4つのタイプがあり、複数水路への対応、躯体形状への対応、施工方法、耐震性、建設費それぞれについて検討した結果、総合評価としてモノレール式に変更したいこと。

PC配水池の屋根構造について、コンクリートスラブ、アルミ製、ステンレス製を構造、耐食性、施工性、経済性それぞれについて比較した結果、アルミ製で検討したいとのこと。

自家発電について、将来的な検討であるが、管理棟の電気仮設を考慮し、管理棟工事の施工とともに検討したいこと。以上4点でありました。

それぞれの検討課題について、機械脱水機については、もともと2基設置する予定であり、能力の大きいものを導入すべきである。同じ機械であれば維持経費を考慮して部品の共有が行え、ろ布面積を増やすことにより処理量もアップできるなどの意見があり、同じ機械をもう1台設置することにしました。

汚泥掻寄機は、汚泥を掻き寄せるだけのため、簡単な構造、修繕に要する部品点数の少ないものが望ましいということで、モノレール式で検討いただくことにしました。

配水池の屋根は、コンクリートスラブの場合は塩素ガスによる腐食、塗装工事費の面で維持経費がかかるため、アルミ製かステンレス製の検討を行い、維持費がかからず耐久性の面から、アルミ製で検討いただくことにしました。

自家発電は、停電が続く場合に水処理ができなくなるので導入すべきである

が、切り替えを全自動・手動どちらにするかについて見積もりを徴収するなどして比較検討していただきたいと意見を出しました。

以上で、閉会中の水道事業特別委員会で調査・検討したことについて、概略的に説明させていただきました。以上です。

○議長（川本貴也君）

病院再編調査特別委員長 井上正清君。

○病院再編調査特別委員長（井上正清君）

おはようございます。2月17日に病院再編調査特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

新統合病院のその後の進捗について、協議を進めました。

今年1月10日に入札公告を行い、入札参加申請を1月24日まで受付し、この結果2社が参加申請を行っている。今後の予定としては、3月14日に入札を行い、その後、小豆医療組合議会で工事請負契約の締結について議案を提出し、議決後に落札業者と契約を行うこととしている。その後、準備期間を経て、本体工事の着手に入ることになる。

26年度の小豆医療組合での事業については、計画の概要、診療科、病床数については、これまでの説明から変更はなく、現在の内海病院、土庄中央病院の診療科を引き継ぐものとしており、13科を予定。病床数については234床。整備場所については、建築確認申請後に変更になった部分としては、敷地面積の部分で、これまで約19,200㎡としていたのが、工事範囲を実測し直し、18,310.41㎡と変更されている。

次に、施設整備概要について、構造・規模・延床面積について、実施設計後にこれまで説明した内容から変わった部分として、鉄筋コンクリート造6階建てとなっているが、建築確認申請上では6階建てとなったことで、これまで説明してきた5階建て一部6階と変わっていない。なお、6階は機械室のみになる。延床面積は、これまで約17,600㎡としていたが、実施設計完了後の正確な面積は17,849.62㎡となっている。ちなみに1床あたりの面積は76.28㎡となり、さぬき市民病院の83.2㎡、坂出市立病院81.9㎡より1床あたりの面積は小さくなっている。駐車場の部分に変更はない。

整備スケジュールについては、25年度末に契約後着手し、約20か月の工事を経て、予定どおり28年春の開院を目指している。

新病院の目指す医療内容について、まず、基本理念としては「地域の皆さんに寄り添う病院」として期待され、親しまれ、信頼される地域の中核病院を目指すことを目標とし、大学や医師会、スタッフ、関係者と協議していく。設計

のコンセプト、建設事業費及び財源について、総額、負担額などに変更はない。

26年度の事業概要について、本体工事は26年度から本格的に着手し、7割程度の出来高を予定している。

医療情報システムの整備については、25年度中から現状把握などをすでに行っているが、電子カルテや医事システム、会計システムなどの検討を行う。26年度前半で病院の関係者と、各部門ごとの運用などもあわせて協議し、協議が整った後に仕様書の作成や業者の選定作業を行いたい。年度後半にはシステム構築作業に入り、27年度末までの2年間で作業を行う予定にしている。

次に、25年度に現在の病院にある機器や備品等の調査を行い、新病院でも使用できるかどうか、また、新規購入が必要かどうかを各部門ごとにヒアリングし、取りまとめを行っており、その結果をもとに購入する機器を検討し、仕様書の作成、選定作業などを行う予定としている。

運営、組織等については、新病院の組織体制や運営方法など内容を検討し、条例や規則などを順次整備していくとしている。

また、27年度から地方公営企業法を適用した一部事務組合企業団とする場合には、規約の変更を行うことになるので、これについても協議していく予定としている。

院内保育所、医師、看護師公舎の検討、設計については、医師スタッフ等を島外から確保するために必要な対策であるが、具体的な内容や規模、金額等を今後説明し、検討していきたいと考えているとの説明がありました。

委員より、診療所では原則再診のみとあるが、初診は新病院に行き、2回目からは診療所という考えだと思うが、1人で来ているような高齢者は自分で判断して診療所に行くか、新病院に行くかというのはなかなか難しいと思うので、患者の立場に立った受入体制を検討してもらいたい。

執行部より、診療所については現段階ではおおまかなことしか決めていないので、今後の協議と考えている。イメージとして、慢性的な病気とか、薬だけもらいに行っているような人は診療所で、診療所に継続して来ているような再診の患者でも、定期的に検査が必要などときには、新病院の方に来ていただいて、今後の治療方針を検討していきたいと考えている。

また、委員より、地域の医療機関との連携について、新病院の取り組みの経過や状況、新病院にどういう診療科があるかということなども、現時点でも案外知られていない。行政が仲介役をするのかどうかも含めて、今後開業医から新病院へ患者の送り込みもあると思うので、スムーズなコミュニケーションが図れるように、ぜひ医師会側と突っ込んだ議論をしてほしい。

委員より、通院の交通手段について、特に北部の方は気にしている。その辺

はどうなっているのか。話はしているのか。高齢者が多いので、できるだけ乗り換えなしで病院まで行けるような形でお願いしたい。

執行部より、交通整備については、バス以外にも船とか、医師が新病院までどうやって来るのかといったことも含めて、両町の関係者等を含めて今後協議していく予定にしている。他の市町でも導入している乗合タクシー等、いろいろな方法を広く検討し、対応策を練っていく。

委員より、新病院のあり方で、現在の両病院の経営の負債等は新病院に持ち込まれるのか。内海病院と土庄中央病院はそれぞれ診療所になるが、これは土庄町と小豆島町がそれぞれ新病院とは関係なく運営するのか。それとも、新病院のサテライトとして使われるのか。

執行部より、まず、町債の残りの返済は各町で行う。公営企業なので、公営企業上の累積赤字については、それを持ち込むことはない。診療所については、各施設は町の所有なので、診療所として使うための改修は各町で行い、運営は小豆医療組合でやっていく。両診療所の採算の状況は、小豆医療組合の経理の中で分けて判断できるようにしておいて、赤字が増えた場合は診療所がある町が余分に負担するという考え方だが、それをすべてその町が負担するかどうかは、まだそこまでは協議していない。

また委員より、土庄中央病院の電子カルテを新病院でもそのまま使うという話だったと思うが、データのやり取りをするのか、機械本体を新病院へ移すのか。土庄町から小豆医療組合に売却するのか。無料で提供するのか。

執行部より、中央病院に導入したのが24年11月で、新病院開設時には3年以上経過しているが、使えるものは新病院に持って行きたい。まだ具体的にいろんな医療機器や備品類を精査している途中だが、基本的に高額なものは残存価格で医療組合が買い取るのが筋だとは思う。最終的に入札して決まった業者が両診療所の電子カルテを動かすようになると思う。

委員より、医師確保については、現在の土庄中央病院・内海病院の常勤医師のうち、どれだけの医師が引き続き新病院でやってくれると言っているのか。逆に新病院には行かない、はっきり辞めると言われている医師はいるのか。

執行部より、三宅院長を中心に、佐藤管理者も入って残ってほしいと話をしている。6月に辞める予定の常勤医師は1人いる。内海病院は、久保院長は辞めるが非常勤で来る。内科医2人も辞めるが、非常勤で来るかは聞いていない。

委員より、医師看護師公舎と院内保育所についての質問に、執行部より、医師看護師公舎については今後の検討としている。院内保育所は、院内でなく、敷地近辺につくる。

以上で協議は終了し、最後に平成23年6月29日の議員発議により、当委員

会の設置を決定し、7月13日開催の初回委員会から、本日報告した2月17日の委員会まで2年半の間に、13回の委員会を開催した。小豆医療圏における病院再編等について、土庄中央病院の現状分析、香川県地域医療再生計画の把握、病院関係者との意見交換、小豆島町教育民生常任委員会との合同勉強会を通じて、医師・看護師をはじめ医療スタッフ不足の問題、病院跡地問題の検討と、地域医療を継続して町民に提供するための方策を調査・審議してきた。当委員会の意見は、さらに教育民生常任委員会、小豆医療組合議会で審議いただき、現在は新病院の建設工事に向けた入札公告が行われ、3月14日に入札予定と聞いている。当委員会の委員の皆さんはもちろん、全員協議会等で貴重なご意見・ご協議をいただいたことに改めてお礼を申し上げ、病院再編調査特別委員会の最後の報告といたします。

以上で閉会中の病院再編調査特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました。ありがとうございました。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

失礼します。2月17日に観光振興特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

商工観光課からは、ART SETOUCHI、小豆島映画ロケ作品公開、瀬戸内子ども映画フェスティバルについて、資料に基づき説明がありました。

ART SETOUCHI とは、芸術祭開催年度以外においても、1年を通じた誘客、情報発信のための活動に取り組み、春・夏・秋の行楽シーズンにあわせて、地域のまつりや行事と連動させながら、ワークショップや音楽など魅力あるイベントを集中的に開催する活動です。

当町では、起業支援型地域雇用創造事業、緊急雇用創出事業を活用して、ART SETOUCHI 作品公開運營業務の準備を進めています。この事業は、迷路のまちづくり委員会と委託契約を結び、平成26年3月21日から平成27年3月20日の1年間、金・土・祝日・連休の谷間の約170日間、迷路のまちの作品と肥土山の「うみのうつわ」の屋内作品2か所を開館する予定。この2つの作品は、芸術祭期間中、大勢の来場者で賑わい、迷路のまち「変幻自在の路地空間」は26,024人、肥土山「うみのうつわ」は24,282人が訪れた。小豆島内の作品の中でも、特に好評だったので、これからも来場者の増加が期待できる。

また、2013芸術祭剰余金を活用して、町内で2回以上、島の活性化につながるイベントを開催する予定である。詳細については、今後、県の瀬戸内国際芸

術祭推進室と調整する。このような事業により、地域において効果的に雇用創出を図り、芸術祭実行委員会とともに、効果的な情報発信により、誘客促進と地域の活性化を図っていくので、ご協力をよろしくお願ひしたいということでありました。

次に、小豆島映画ロケ作品公開について。まず、今年3月1日より全国公開される「魔女の宅急便」については、小豆島を中心にロケが行われ、土庄町では昨年6月に旧戸形小学校、目島にて一部の撮影が行われた。この物語は、スタジオジブリ作品として既にアニメ化され大ヒットしている作品で、今回は実写版として制作された作品となる。ストーリーは、魔女の修行のために海辺の街にやってきた13歳の少女キキが、個性豊かな住人たちとの交流を通じて成長していくさまを描いたものである。

続いて、5月31日より全国公開される「瀬戸内海賊物語」は、平成23年度に開催された瀬戸内国際こども映画祭2011の中で「エンジェルロード脚本賞」として脚本の募集を行い、グランプリを受賞した大森研一氏の脚本が映画化された作品である。主に、小豆島、愛媛県にて撮影が行われ、土庄町では、一昨年の8月中旬から9月上旬にかけて、旧戸形小学校、エンジェルロード、甘露寺にて撮影が行われ、島内からも200名近い住民がエキストラとして参加した。ストーリーは、小豆島を舞台に、かつて瀬戸内海最強の海賊と言われた村上水軍の末裔である主人公の少女が、自宅の蔵から発見された村上水軍の埋蔵金に関わる1本の横笛を発見する。同じ頃、島と本土を結ぶ島民にとって生命線であったフェリーに、老朽化を機に路線廃止の危機が訪れる。主人公の少女は、島を救うため仲間たちと、困難な伝説の財宝探しの旅に出かけるという作品です。「瀬戸内海賊物語」については、全国公開を行う前に今年の5月10日(土)及び11日(日)に土庄中央公民館にて先行上映会を予定しています。

最近の小豆島は、映画、テレビ番組、CM等のメディアに登場することが多く、これを機会に今まで以上に誘客活動による地域活性化に繋げていきたいと考えている。

次に、今年8月に実施予定の瀬戸内こども映画フェスティバルについては、平成23年度に実施した瀬戸内国際こども映画祭2011に続き、第2回目となる。前回は、世界中の子どもを対象とした映画上映に関するイベント、また島遊びで子どもたちの夏休みの思い出づくりを行うユニークなイベントとなった。今回から瀬戸内こども映画フェスティバルと名称を改め、前回好評だったイベントを中心に、子ども向けの海外作品と小豆島にゆかりのある作品を中心とした映画上映、子どもたちに夏の思い出として各種自然体験を体験してもらうイベントである島遊び、また前回に続き映画脚本の募集を行う「エンジェルロード

脚本賞」改め「オリーブの島脚本賞」を小豆島を挙げて開催する予定である。

開催日程は、平成 26 年 8 月 23 日(土)から 31 日(日)の 9 日間で、島遊びについては別途日程を設定し開催予定である。会場は、映画上映が土庄中央公民館、小豆島町オリーブホール。島遊びは、神戸 YMCA 余島野外活動センター、小豆島ふるさと村を予定している。また、「オリーブの島脚本賞」については、2 月 1 日から、チラシ・各種ホームページ等で募集を開始しており、4 月 30 日の締め切りとなっている。瀬戸内こども映画フェスティバルは、映画と自然体験により子どもたちに夢を与え、既存の施設・ネットワーク・地域物産品等を活用して、地元の振興と地域活性化が図られるよう進めていきたいと考えているとの説明がありました。

委員より、今後は観光が重要になってくると思うので、よろしくお願ひしたい。ART SETOUCHI は町の単独事業でやるのかに対し、執行部より、単独事業でなく、香川県の芸術祭が開催されていない谷間の期間事業の中でやる。その中で、土庄町独自のイベントも行っていく。

また、委員より、実行委員会に補助は出るのかに対し、執行部より、出ます、来年度の予算はまだ確定していないが、何点か考えている。瀬戸内海国立公園指定 80 周年で、いろんなイベントがあるが、寒霞溪のウォークラリーが 3 月 16 日にある。土庄町独自で、ヒルクライムという自転車のロードレース大会を秋頃に計画している。実行委員会形式だが、土庄町をコースとして考えている。オリビアン周辺から寒霞溪にかけて、エコやチャレンジという目的のもと、国立公園指定 80 周年記念イベントの 1 つとして考えている。詳細は決まり次第報告する。土庄町アート化計画は、26 年度も引き続きやっていきたいと考えている。

委員より、教育委員会の方で毎年子ども童謡音楽祭をやっているが、あれは当初島外からの観光客誘客のためにやっていたが、最近ほとんど島外からのお客さんは来ていない。最初の目標からずれてきているので、子ども童謡音楽祭の予算を、瀬戸内こども映画フェスティバルの予算とあわせて、例えば映画音楽を童謡音楽祭に入れるなどして、予算を有効に使っていただける検討をしていただきたいと要望があり、執行部より、横の連携をして、そのようなイベントも考えていけたらいいと思うので、前向きに検討したい。

委員より、行事が断片的に出てくるので、小豆島の観光に関する行事カレンダーのようなものを、港や島内のいろんな所に貼りだすなどの取り組みをしてもよいのではないか。そのカレンダーを見れば、イベントが一目で分かるような宣伝の仕方を工夫しては。ホームページのソフトも含め、検討していただきたいとの意見があり、執行部より、小豆島観光協会のホームページには、イベ

ントカレンダーがあるので、それを充実させたい。情報発信は課題だと考えているので、検討する。

委員より、国立公園指定 80 周年として香川県が記念行事を主催するのか。国立公園に関係する県はたくさんあるが、それらの県が 50 周年とか記念の年ごとに受け持って事業をしていたのか。

執行部より、香川県が主催し、市町もある程度、独立してイベントをするという形。関係する県は、備讃瀬戸が中心になる。最初の指定を受けたところ。

また、委員より、世界自然遺産への登録を目指して、特別委員会から発足した研究会で勉強しているが、国立公園指定 80 周年にあわせて何かイベントをしようとして提案しているが、寄付がもらえるかもしれないということでそれにあわせて土庄町でも準備をしているので、協力をお願いしたい。小豆島町が、地域おこし協力隊を 3 人くらい雇っているが、土庄町もぜひ検討をしていただきたいと要望しました。

以上で閉会中の観光振興特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました。ありがとうございました

○議長（川本貴也君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

次に、教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、

これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

次に、水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

次に、病院再編調査特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、病院再編調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

次に、観光振興特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、観光振興特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

病院再編調査特別委員会について、先ほど委員長報告のとおり、慎重なる調査・検討により、当初の目的を達成することができましたので、本日をもって当委員会は調査終了により廃止することといたします。

施政方針大綱の説明

○議長（川本貴也君）

日程第4、町長より平成26年度施政方針大綱の説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、平成 26 年度施政方針大綱を読ませていただきたいと思います。

本日、平成 26 年 3 月土庄町議会定例会において、平成 26 年度の予算案をはじめ、各議案のご審議にあたり、町政運営に取り組む所信の一端と、新年度施策の大綱について申し述べ、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年 12 月の町長選挙におきまして、町民の皆さまからの暖かいご支援とご支持をいただき、町長に就任しましてから、初めてとなる当初予算編成に携わり、町の財政状況の厳しさを再認識し、町長としての責任と使命の重さを改めて痛感しているところであります。

町民の皆さまの期待に応えるべく、10 年余りの町議会議員としての政治経験を生かし、第 6 次土庄町総合計画の基本理念である「魅力あるまちづくり」、「安心して快適なまちづくり」、「支え合うまちづくり」の実現に向け、職員の先頭に立ち、町政運営に全力で取り組んでいく決意であります。

さて、我が国の経済は、安倍政権が強力に推進する「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の 3 本の矢の効果もあり、株価の上昇、実質 GDP がプラス成長するなど、日本経済に回復の兆しがみえていますが、景気回復の実感は、中小企業や地域経済には十分に浸透しているとはいえず、業種ごとの業況にもばらつきがみられます。

このような中、4 月 1 日からの消費税増税に伴い、駆け込み需要による反動減が予想されることから、景気の落ち込みを緩和するとともに、経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、「好循環実現のための経済対策」と銘打って、5.5 兆円規模の経済対策を盛り込んだ平成 25 年度補正予算が編成されました。平成 26 年度予算においては、一般会計総額が過去最大の 95 兆 8,823 億円となり、長引くデフレからの脱却と日本経済の再生に向けた切れ目のない経済対策が実行されようとしています。

しかしながら、財政出動に伴う財源の多くを国債に頼っており、国債や借入金などの「国の借金」は昨年 6 月末で 1 千兆円の大台を超えています。

また、東日本大震災からの復興、原子力発電所事故を起因としたエネルギー問題、過去最大の貿易赤字、消費税増税、世界に類のない少子高齢化への対応など、先送りすることのできない様々な課題に直面しており、我が国の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の下、本町におきましては、長引く地域経済の低迷と、少子

化、若者の流出等に伴う人口の減少が大きな要因となって、地方税収の大幅な増加が見込めない中、膨れ上がる社会保障費や、道路、住宅等の公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増大が見込まれるなど、厳しい財政状況にあると言わざるを得ません。

さらに、新設小学校の建設、消防庁舎の建替え、消防救急デジタル無線システムの整備、新病院の建設、し尿・ごみ処理施設の更新など大型の公共事業が控えており、限られた財源の効果的な運用を図り、身の丈にあった持続可能な財政運営に努める必要があります。

一方では、昨年7月、半世紀ぶりに離島振興法の離島指定基準が見直され、既に離島指定されている豊島と小豊島に加えて、小豆島と沖之島が新たに指定されることになりました。この離島指定により、公共工事の補助率が嵩上げされるなど、財政面で優遇を受けることとなります。

今後の社会情勢に注視しつつ、国の新しい政策に迅速かつ柔軟な対応を図ってまいります。

それでは、平成26年度の当初予算の規模について、ご説明申し上げます。

一般会計の総額は85億1,300万円で、前年度比8億8,200万円、11.6%の増となっております。9つの特別会計の総額は44億1,838万2千円で、前年度比1億3,616万8千円、3.2%の増、2つの企業会計の総額は32億7,428万2千円で、前年度比2億6,920万円、9.0%の増となっております。

次に、一般会計の歳入につきまして、主な内容をご説明申し上げます。

基幹収入である町税は、前年度に比べ0.1%の増となっております。地方消費税交付金は、消費税率の引き上げによる増収を見込んでおり、21.2%の増となっております。国庫支出金は、新小学校建設事業に対する国庫補助金や、国の経済対策の一環として実施される子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金などの影響により、77.6%の増と大幅に増加しております。町債は、新病院建設事業、消防救急デジタル無線整備事業にかかる負担金に対する借入額が増加しており、2.8%の増となっております。

続きまして、平成26年度の主な施策について、第6次土庄町総合計画の5つの基本目標に沿って、ご説明申し上げます。

第一の基本目標である「住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくり」について申し上げます。

観光振興としまして、昨年、海と島を舞台にした現代アートの祭典である「瀬戸内国際芸術祭2013」が開催され、多くの観光客で賑わったことは記憶に新しいところであります。前回の芸術祭を上回る盛況ぶりで、現代アートに対する関心の高さを改めて実感いたしております。町内には、土庄港に設置された「太

陽の贈り物」をはじめ、豊島に新しく建設された美術館「豊島横尾館」など、芸術祭閉幕後も数多くのアート作品と施設が残されております。既存アート作品の有効活用を図るとともに、現代アートによるまちおこしプロジェクト「小豆島とのしょうアート化計画」を推進してまいります。

本年は、瀬戸内海国立公園指定 80 周年を迎える記念すべき年であります。記念イベントといたしまして、寒霞溪を舞台とした自転車ヒルクライムロードレース大会を、香川県、小豆島町などと共同で開催してまいります。

また、高見山公園に地元出身の現代俳画家である赤松柳史らの句碑 90 基余りを移設するとともに、散策できる遊歩道を整備することで、新たな観光スポットとして展開してまいります。

さらに、キャンペーン等に積極的に参加し、観光パンフレットの配布や、手延べそうめん、醤油、オリーブ製品、小豆島オリーブ牛などの特産品、地場産品の PR を行い、観光客の誘客に取り組むとともに、訪れた観光客がインターネットを通じて快適に観光情報を収集できるよう、無料で公衆無線 LAN サービスが利用できる Wi-Fi スポットを拡充してまいります。

自然環境の保全といたしまして、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助を継続するとともに、公共施設においても太陽光発電設備の設置を進め、地球温暖化の防止と再生可能エネルギーの活用を推進してまいります。

農林業の振興といたしまして、耕作放棄地を解消し、農地等の保全を進めるために、中山間地域等直接支払制度の活用や農地・水保全管理支払交付金事業を引き続き実施するとともに、就農初期の負担軽減を目的とした青年就農給付金制度を活用し、新規就農者の支援を継続してまいります。また、イノシシ被害が拡大している大部地区に対して、防獣帯と防護柵の設置を支援するなど、有害鳥獣被害防止対策を強化してまいります。

第二の基本目標である「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

消防・救急においては、耐震性が十分でない消防庁舎の建替えを着実に進め、消防救急デジタル無線システムの整備や、老朽化が進む高規格救急車の更新を行うなど、消防・救急体制の強化を図ってまいります。災害情報伝達体制の充実としまして、昨年 8 月から気象庁が運用を開始した特別警報に対応するため、全国瞬時警報システムを改修し、防災行政無線を通じて瞬時に伝達できる体制を強化してまいります。また、災害発生時に適切な行動が取れるよう、町内全地域の土砂災害ハザードマップ、地震・津波ハザードマップを順次作成、配布するとともに、大規模災害を想定した防災訓練を、消防、自治会等の関係機関と共同で実施するなど、避難場所及び避難経路の確認と防災意識の向上を図つ

てまいります。

防災拠点施設の充実としまして、香川県再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、大部公民館、アクティブ大鐸に続いて、やすらぎプラザ、総合会館、新小学校、旧高松法務局土庄出張所の 4 施設に、太陽光発電と蓄電池設備を整備し、災害発生時の防災拠点としての機能強化を図ってまいります。

災害の発生を未然に防止するため、河川の改修、急傾斜地の崩壊防止等を目的とした自然災害防止工事や、馬越港、小瀬港の高潮対策工事を実施してまいります。また、台風などの影響による浸水被害を防除するため、大谷ポンプ場新設事業を継続して実施してまいります。

交通安全対策としまして、来年 4 月の新小学校の開校に伴い、児童の通学経路が大きく変更となるため、通学路や交通量の多い路線を中心に、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全設備の充実を図ってまいります。また、警察、交通安全協会や関係機関との連携のもと、交通指導をはじめ、広報、交通安全キャンペーンなどの啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めてまいります。

道路環境の整備としまして、社会資本総合整備交付金事業として実施する小海線、要鉄川西線改良工事、単県馬越滝宮線改良工事等の新設改良工事や舗装等の修繕工事を計画的に実施し、道路交通の安全性と快適性の確保を図ってまいります。また、新病院や、統合が計画されている県立高等学校の新設により、交通体系の変化が予測されるため、国道 436 号線の双子浦地区や、県道の湊崎、赤穂屋地区の道路改良事業を国及び県の協力を得て、進めてまいります。

港湾・漁港の整備としまして、地域再生計画に基づき実施する馬越港、田井漁港の港整備交付金事業を継続し、外郭施設や係留施設を整備することで、港内の安全性の向上と地場産業の活性化を図ってまいります。

上水道の充実としまして、老朽管等の布設替えを計画的に進めるとともに、肥土山浄水場の更新工事を着実に進め、安定した給水の確保を図ってまいります。

第三の基本目標である「子育てしやすく、賑わいのあるまちづくり」について申し上げます。

教育環境の充実としまして、基礎的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、外国語指導助手の配置や、小中学校のパソコン教室の設備を最新システムに更新するなど、国際化、情報化社会に対応できる能力を育むため、教育環境の充実を図ってまいります。また、新小学校の開校にあわせて、スクールバス 3 台を新たに購入し、統合に伴い遠距離通学となる児童の安全の確保と通学の負担軽減を図ってまいります。

生涯学習については、町民の皆さまの幅広い学習ニーズに応えるため、中央公民館をはじめ、各地区公民館、中央図書館等を拠点に、生涯の各期に応じた様々な講座や教室を開催するとともに、図書館の蔵書の充実を図ってまいります。

子育て環境の充実としまして、公約に掲げました「子どもの医療費の無料化」を実現いたします。昨年から、中学校卒業までの子どもを対象に入院医療費を助成しておりますが、助成の範囲を外来医療費まで拡充することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。また、ひとり親家庭の医療費の助成、特定不妊治療費の助成、エンゼル祝金・すこやか手当の支給、病気の子どもの一時預かりを行う病児・病後児保育サービスなどの子育て支援を継続してまいります。

幼児期の学校教育、保育、子育て支援を総合的に推進するために、新たに子ども・子育て会議を設置し、子育てに関するニーズ調査を行いながら、子ども・子育て支援計画の策定を進めてまいります。

第四の基本目標である「住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

医療体制の充実としまして、公約に掲げました「島の医療の立て直し」について申し上げます。土庄中央病院は、地域の中核病院として、年間 500 件以上の救急搬送に対応するなど、地域医療の重要な役割を担ってきましたが、深刻な医師不足により、安定した医療サービスの提供が困難な状況となっております。島の医療を守るためには、医師の確保が急務であります。全国的な医師不足の中で、医師を安定的に確保することは大きな課題となっております。今後は、町長として、私自身が先頭に立ち、議員の皆さまのご協力を得ながら、香川県や大学、医師会等の関係機関と連携を密にし、医師の確保に努めるとともに、町民の皆さまにも可能な限り時間内診療を心がけていただくなど、勤務医の負担を軽減し、地域医療体制の立て直しを図りたいと考えております。また、香川県の地域医療再生計画に基づき、安定的かつ、より高度な医療提供体制を構築するために、島の中核病院となる新病院の建設を着実に進めてまいります。

高齢者福祉について、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、住まい、医療、介護、予防、そして生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

健康づくりについて、町民の皆さまが健康で活力ある生活を送っていただくために、単に病気の早期発見と治療だけでなく、健康を増進して病気を予防する一次予防に重点を置き、健康相談、食生活改善等の健康教育、訪問指導など

の健康増進事業に取り組んでまいります。また、運動器機能向上教室や認知症予防教室などの各種介護予防教室を開催するとともに、介護予防の実践や、認知症に対する知識の普及啓発、一人暮らしや認知症高齢者への見守りや声かけを地域で行う介護予防サポーターの養成を今後も継続してまいります。

介護施設の充実としまして、昨年 6 月に旧大鐸公民館を改築したデイサービス事業所が開設し、本年には、新たにデイサービス・泊まり・訪問介護・訪問看護の 4 つの機能を兼ね備えた複合型サービス事業所が開設する予定となっております。本年度は第 6 期となる介護保険事業計画の策定に着手いたしますので、介護が必要な方とその家族が安心して生活できるように、介護施設の整備計画等を検討してまいります。また、不足するホームヘルパーの確保対策として、資格取得に必要となる研修の受講料や交通費の一部を補助する制度を新たに設けることにより、人材の確保と就労の支援を推進してまいります。

障害者福祉については、障害者総合支援法に基づき、第 4 期の障害者福祉計画の策定に着手いたしますので、障害福祉サービスや地域生活支援事業など、障害者とその家族が安心して生活できるように、支援内容等の見直しを行ってまいります。また、重度心身障害者の医療費に対する自己負担を、本年度から廃止し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

公共交通の確保としまして、補助金の不正受給が発覚した小豆島オーリーブス株式会社のガバナンスの強化のため、土庄町、小豆島町の 2 町から職員を派遣し、経営の改善を図ってまいります。また、交通の便が悪い地域に居住されている高齢者等の通院を支援するために、福祉バスの運行を継続してまいります。

住環境の整備としまして、民間住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助を継続するとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断が義務化された大規模建築物に対する補助制度を新たに創設し、耐震化を促進してまいります。また、町営住宅長寿命化計画に基づき、大木戸住宅の改修工事、大部住宅建替事業を計画的に進めてまいります。

最後に、第五の基本目標である「協働と連携により、自立するまちづくり」について申し上げます。

地域コミュニティ活動の推進としまして、地域活性化支援事業として、旧村単位での地域性を生かした特色あるコミュニティ活動に対する支援を引き続き行い、住民参加型の地域活性化を図ってまいります。また、既存の自治組織の活動や、活動拠点となる集会施設等の設備充実に対する支援を継続し、活動の活性化を促進してまいります。

健全な行財政運営としまして、行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、最小

限の経費で最大の効果をあげるため、行財政改革大綱に基づき、事務事業の見直し、簡素で効率的な組織の構築、職員の適正配置など、行財政改革を推進してまいります。また、職員研修を通じて、職員一人ひとりの資質の向上を図り、質の高い住民サービスの提供に努めてまいります。

以上、私の町政運営の基本姿勢と、本日提案いたしました平成 26 年度予算案の概要を申し述べさせていただきましたが、議員の皆さまと町民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を 11 時 15 分からとしたいと思います。よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 57 分

再 開 午前 11 時 15 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 41 号）

○議長（川本貴也君）

この際、日程第 5、議案第 1 号、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算第 6 号の件から日程第 45、議案第 41 号、土庄町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

それでは、提案いたしました平成 25 年度各会計補正予算、平成 26 年度各会計当初予算、条例議案等につき、配布しております議案書に基づきご説明させていただきます。

まず、補正予算関係議案であります。

議案書の 1 ページをお開き願います。議案第 1 号、一般会計補正予算であります。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源については歳出の際にご説明いたします。なお簡易なもの、小額なものについては、省略いたします。

22 ページお願いいたします。1 款 1 項議会費は、議員 1 名の減少による議員報酬の減額であります。2 款 1 項総務管理費です。総務事務費では、臨時職員 1 名と嘱託職員 1 名の減額分です。負担金は、小豆広域負担金の確定による減額です。管財事務費は、施設修繕費の減額と、備品購入費として電気自動車中古車購入にかかる経費です。地域活性化総合事業は、中央病院の跡地利用などに関する委託料です。

24 ページをお願いします。地域生活交通路線運行事業では、大鐸線、四海線、西浦線、灘山線のバス運行の委託金で、財源の 2 分の 1 は県補助金です。豊島交流センター維持管理費は、電気、水道料の増額分とエアコン取替えによる修繕費です。超高速ブロードバンド整備促進事業は、工事完了に伴う事業費の減額です。基金積立費で、減債基金積立金は、超高速ブロードバンド整備促進事業費の減額に伴うもので、財源の県支出金も減額しています。豊かなふるさとづくり基金積立金は、ふるさと納税の寄付金であります。地域の元気臨時交付金基金積立金は、地域の元気臨時交付金を積み立てるもので、財源は全額国庫支出金です。次に 2 款 2 項徴税费です。賦課徴収事務費は、町税 13 件分の還付金と 8 件分の還付加算金です。

26 ページお開きを願います。2 款 4 項選挙費ですが、参議院議員選挙費は、

精算による減額で、財源の県費も減額いたしております。土庄町長選挙費も精算による減額です。

28 ページです。土庄町農業委員会委員選挙費、土庄町土地改良区総代選挙費及び 30 ページお開きいただきますと、土庄町大部財産区議会議員選挙費、これらは無投票による減額です。2 款 5 項統計調査費、これは漁業センサス事業の精算に伴う減額で財源の県支出金を減額いたしております。

32 ページお願いをいたします。3 款 1 項社会福祉費になります。33 ページの説明欄に沿い、説明します。まず、臨時福祉給付金給付事業は、26 年度実施に伴う準備に要する費用で、財源は全額国庫支出金です。高齢者生活支援事業は、生きがい活動支援通所事業の利用見込みによる減額です。介護保険事業は、居宅介護サービス給付費等の増加に伴う繰出金の増です。福祉サービス事業は、減収補てんのための繰出金の増になります。障害者医療費給付事業は、心臓手術による増額で県支出金が増額になっています。国民健康保険事業は、財政安定化支援事業による繰出金の増で、財源のうち国庫・県支出金が増額になっています。後期高齢者医療事業は、後期高齢者医療広域連合への事務費負担金及び療養給付費負担金の減少に伴う減額です。

34 ページお願いをいたします。3 款 2 項児童福祉費です。障害児通所支援事業は、放課後デイサービスの利用者増に伴う増額です。国庫・県支出金が増額になっています。子ども医療費支給事業は、実績見込みによる減額であります。保育所運営事業は、子ども・子育て支援新制度に伴うシステム改修費で、財源は全額国庫支出金です。重点分野雇用創出事業は、特別支援員派遣に伴う賃金等で、財源は全額県支出金です。4 款 1 項保健衛生費であります。合併浄化槽設置補助事業は、実績見込みによる減額となっております。

36 ページお願いをいたします。4 款 2 項清掃費です。塵芥処理事業は、小豆広域への負担金確定による減額です。塵芥処理施設維持管理費は、燃料費等の使用見込みによる増額です。委託料は、当初見積より安くなったため減額をいたしております。小江最終処分場嵩上整備事業は、事業完了に伴う精算による減額であります。

38 ページお開きを願います。6 款 1 項農業費です。職員給与費は、給料の一部を補助事業の起債対象の事務費として振り替えるものであります。有害鳥獣被害防止対策事業は、鳥獣捕獲等助成事業補助金では、捕獲頭数の増加による増額で、財源の県支出金も増額いたしております。重点分野雇用創出事業は、雇用者 1 名減による委託料の減額で、財源は全額県支出金です。農地一般事業で土庄町土地改良区選挙事務補助金は、執行経費確定による減額です。県営土地改良事業は、県営事業費の確定による負担金の減額であります。

40 ページお開き願います。3 項水産業費です。港整備交付金事業は、唐櫃漁港については、精算により減額し、田井漁港については、頑張る地域交付金を活用し、一部事業を前倒しするため増額になります。7 款 1 項商工費です。重点分野雇用創出事業については、事業終了による減額であり、財源の県補助金も減額をいたしておるところであります。

42 ページお開き願います。8 款 1 項土木管理費です。職員給与費は、給料の一部を補助事業の起債対象事務費として振り替えるものです。8 款 2 項道路橋りょう費です。県営道路橋りょう整備事業の負担金については、県営事業費の確定による減額です。社会資本交付金事業委託料については、頑張る地域交付金を活用して、橋りょう長寿命化の設計委託料を計上しています。工事請負費は事業費の精算による減額で、財源については、国庫補助金を減額いたしております。3 項河川費であります。自然災害防止事業は、東内浜地区急傾斜崩壊防止工事の委託料を計上し、工事請負費は赤崎地区の工事費で精算による減額です。県営河川整備事業では、今年度の事業が用地購入のみのため減額といたしております。

44 ページお開き願います。4 項港湾費です。港整備交付金事業は、頑張る地域交付金事業を活用し、馬越港建設工事の一部を前倒しで実施するための増額で、国・県支出金も増額いたしております。県営港湾整備事業は、県営事業の精算により減額いたしております。5 項都市計画費です。社会資本交付金事業は、渕崎都市下水路の工損調査委託料の増加のため、節の組み換えを行っております。

46 ページであります。6 項住宅費であります。民間住宅耐震対策支援事業は、対象件数の減少による減額で、財源の国・県支出金も減額いたしております。改良住宅建設費では、小海浜集会所建設工事費に、地域の元気臨時交付金を一部充当し、財源更正を行っております。9 款 1 項消防費です。常備消防事務費は、小豆広域への負担金確定により減額。財源のうち消防ポンプ自動車購入にかかる地方債を減額いたしております。10 款 1 項教育総務費です。スポーツ・文化活動等助成事業は、中学生の体育大会への参加補助金などの増額です。

48 ページお開きいただきます。2 項小学校費であります。小学校維持管理費は、渕崎小学校特別支援教室の改造のための間仕切りと、備品購入費としてエアコンの整備等であります。重点分野雇用創出事業は、複式学級補助講師派遣に伴う賃金の増であります。教育振興事業では、池西正輝氏からの寄付金を基金に積み立てるものです。小学校建設事業は、頑張る地域交付金事業を活用し、前倒しでグラウンド整備工事、屋外体育館施設建築工事を実施するもので、財源は国庫支出金を増額いたしております。

50 ページお開き願います。5 項社会教育費です。職員給与費は、社会教育事務費の賃金と手当との予算の組み替えであります。

次、52 ページお開き願います。11 款 2 項公共土木施設災害復旧事業は、2 月 8 日及び 14 日の積雪による除雪に要した経費です。12 款 1 項公債費です。長期償還元金及び利子は、償還金確定によるものです。一時借入金は、借入見込みによる減額であります。

次に、歳入で、歳出部分で説明できていない部分につき説明をいたします。

20 ページにお戻り願いたいと思います。20 ページ、20 款 1 項町債は、対象事業に応じて起債額を増額・減額いたしております。8 ページにお戻り願います。第 2 表は、14 件の事業が翌年度にまたがるため繰越明許費としております。9 ページには地方債の変更を掲げております。

以上が一般会計補正予算の概要で、今回の補正額は 2 億 1,053 万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと、79 億 7,423 万 1 千円とするものであります。

続きまして、59 ページをお開き願います。議案第 2 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算であります。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、内容につきましては、74 ページをお開きいただきたいと思います。1 款 1 項総務管理費です。一般管理事業は、高齢受給者証発行に伴う経費及びシステムのバージョンアップに伴う委託料です。2 項徴税费につきましては、制度改正に伴う電算委託料及び 18 件分の還付金・還付加算金であります。2 款 1 項療養諸費及び 76 ページであります。2 項高額療養費につきましては、医療費の増加見込みによる療養費の増額になります。財源についても国・県等負担割合に応じて充当をいたしております。4 項出産育児諸費は、出産育児一時金の対象者見込みの減によるものです。

78 ページです。7 款 1 項共同事業拠出金になります。高額医療拠出金は、額の確定により減額。保険財政共同安定化事業は、拠出金の額の確定による減額で、財源は国・県の負担割合を減額充当いたしております。

80 ページお開き願います。11 款 1 項償還金及び還付加算金は、平成 24 年度の療養給付費精算による国庫補助金等返還金であります。

以上が補正予算の概要で、今回の補正額は 2,982 万 4 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと、21 億 3,555 万 8 千円となります。

続きまして、83 ページをお開き願います。議案第 3 号、平成 25 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算であります。第 1 条の繰越明許費として、84 ページの第 1 表のとおり翌年度へ事業費を繰り越すものです。

85 ページは議案第 4 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算

であります。第1条歳入歳出予算の補正ですが、内容につきましては、94ページをお開きください。1款1項総務管理費です。一般管理事業は、消費税増税に伴うシステム改修委託料及び小豆広域負担金の確定による減額です。2款1項介護サービス等諸費及び96ページの2項介護予防サービス等諸費、3項その他諸費、5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護サービス等費につきましては、実績見込みにより増額いたしております。財源は、国、県、支払基金、一般会計繰入金の負担割合を充当いたしております。

以上が補正予算の概要で、今回の補正額は6,316万9千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと、16億5,441万6千円となります。

99ページお願いをいたします。議案第5号、平成25年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算であります。第1条歳入歳出予算の補正であります。104ページをお開きいただきますと、歳入の1款1項介護給付費収入の訪問介護サービス費収入の減収見込み分を、一般会計繰入金で補てんする財源更正のみの補正であります。

次、107ページをお開きいただきます。議案第6号、平成25年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算であります。第1条歳入歳出予算の補正ですが、内容につきましては112ページをお開きいただきたいと思います。歳出の3款1項後期高齢者健康診査等事業費では、健康診査受診者減少のため減額するものであります。今回の補正額は200万円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと、2億3,072万9千円となります。

続きまして、115ページをお開きください。議案第7号、平成25年度土庄町水道事業会計補正予算であります。第2条業務の予定量の建設改良事業は、肥土山浄水場更新工事の減額と、琴塚浄水場急速濾過機の修繕費を計上いたしております。第3条予算の収益的収入の営業外収益は、消費税及び地方消費税還付金の減額であります。第4条予算の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入として、肥土山浄水場更新工事の減額に伴う企業債の減額であり、資本的支出は、肥土山浄水場更新工事の減額分となっております。116ページであります。第5条企業債については、事業費減少に伴う限度額の変更であります。

続いて、121ページをお開きください。議案第8号、平成25年度土庄町病院事業会計補正予算であります。第2条予算の収益的収入の営業外収益は、国保会計からの保健事業実施に伴う補助金を計上いたしております。

引き続き、平成26年度各会計当初予算議案のご説明をさせていただきます。別冊の平成26年度一般・特別会計当初予算書と当初予算額調及び当初予算説明書に基づき、ご説明をさせていただきます。

まずは、平成26年度一般・特別会計当初予算書の1ページをお開き願いたい

と思います。議案第9号、平成26年度土庄町一般会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億1,300万円と定めております。これは、対前年度比11.6%、8億8,200万円の増額となっております。第2条は、7ページの第2表 債務負担行為で、土庄町土地開発公社の期間及び限度額であります。第3条は、8ページの第3表 地方債にありますように、本年度予定しております主要事業28件の起債限度額等を定めております。第4条は、一時借入金の借入最高額を7億円と定めております。第5条は、歳出予算の人件費の同一款内での流用を定めております。

歳入歳出予算のうち、主なものにつきましては、お手元の資料の予算額調でご説明をさせていただきますので、予算額調の2ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入で、1款町税につきましては、前年度より0.1%、199万1千円増額の15億1,965万3千円となっております。

次に、2款地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税等の減少により4.4%、270万1千円の減額となっております。

次に、6款地方消費税交付金が消費税増税に伴い21.2%、3,150万円の増額、それから7款自動車取得税交付金が税制改正に伴い40.9%、900万円の減額となっております。

次に、9款地方交付税であります。普通交付税分として、昨年度の国家公務員の給与費の削減分の復元により、普通交付税分を一昨年度と同額計上しており、特別交付税は昨年度と同額を見込んでおります。

次に、11款分担金及び負担金につきましては、老人ホーム入所者負担金等の減により5.5%、603万7千円の減額となっております。

12款使用料及び手数料につきましては、港湾施設使用料の減少により6.6%、1,412万5千円の減額となっております。

13款国庫支出金につきましては、小学校建設事業などにより77.6%、5億205万4千円の増額となっております。

14款県支出金につきましては、再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の増加により2.2%、1,193万5千円の増額となっております。

17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しの増加及び地域の元気臨時交付金基金の繰り入れにより44.5%、8,519万2千円の増額となっております。

19款諸収入につきましては、ふるさと市町村圏基金戻し入れ等により121.8%、1億8,116万6千円の増額となっております。

次に、20款町債につきましては、新病院建設事業にかかる衛生債が6億3,030万円の大増額となっており、教育債は新小学校建設事業分が減額となっております。

歳入の各項目におきまして、増減がありますが、調整後の歳入総額を 85 億 1,300 万円といたしております。

次に 3 ページであります。歳出総額は、厳しい財政状況のなかではありますが、新設小学校建設事業の継続分、消防庁舎、救急デジタル無線整備、新病院建設などの大型事業を計上し、前年度より 8 億 8,200 万円の増額予算といたしております。

歳出の主なものにつきまして、区分ごとにご説明をいたしますと、1 款議会費につきましては、議員の 1 名減及び共済費の減額により 9.5%、998 万 8 千円の減額であります。

2 款総務費につきましては、超高速ブロードバンド整備促進事業の完了などにより 19.3%、2 億 486 万 9 千円の減額となっております。

3 款民生費につきましては、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業などの実施に伴い、4.5%、7,965 万円の増額となっております。

4 款衛生費につきましては、新病院建設事業などの増加により 78%、6 億 3,655 万 2 千円の増額となっております。

5 款労働費は、ほぼ前年度と同じであります。

6 款農林水産業費につきましては、唐櫃漁港の事業完了などにより 5.3%、1,687 万 6 千円の減額となっております。

7 款商工費につきましては、昨年は瀬戸内国際芸術祭の開催がありましたが、本年は 2.3%、379 万 7 千円の減額となっております。

8 款土木費につきましては、馬越港の整備事業が減少いたしておりますが、小海千代栄橋整備事業、宅地造成事業の増加により 4.2%、2,275 万 5 千円の増額となっております。

9 款消防費につきましては、救急デジタル無線整備、高規格救急自動車購入、再生可能エネルギー等導入事業に伴いまして 60.3%、1 億 9,214 万 9 千円の増額となっております。

10 款教育費につきましては、新設小学校建設事業により 10.4%、1 億 7,604 万円の増額になっております。

12 款公債費につきましては、超高速ブロードバンド整備促進事業で借り入れた起債の償還が始まるため、1.3%、1,030 万 7 千円増加しております。

続きまして、一般・特別会計当初予算書の 9 ページにお戻り願います。議案第 10 号、平成 26 年度土庄町簡易水道事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,361 万 6 千円と定めております。これは、対前年度比は 1.3%、30 万 3 千円の増額となっております。第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 2 千万円と定めております。第 3 条は、歳出予算の人件費の

同一款内での流用を定めております。内容につきましては、消費税及び地方消費税支払額の増により増額となっております。

次に、13 ページをお開き願います。13 ページは議案第 11 号、平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 2,960 万 4 千円と定めております。対前年度比は 1.7%、3,590 万 5 千円の増額となっております。第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 2 億円と定めております。第 3 条は、歳出予算の人件費の同一款内での流用を定めております。内容につきましては、実績見込みによりますが、医療費が増加しており、2 款保険給付費では一般被保険者医療給付費が増加しており、また、7 款高額医療費にかかる共同事業拠出金が増加しています。

次に、17 ページをお開きください。17 ページは議案第 12 号、平成 26 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1 億 870 万 2 千円と定めております。対前年度比 13.5%、1,698 万 4 千円の減少となっております。第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 1 億円と定めております。内容につきましては、前年度繰上充用金の減少により減額となっております。

次に、21 ページであります。21 ページは議案第 13 号、平成 26 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 6,969 万 8 千円と定めております。第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 9,500 万円と定めております。内容は、総務管理費で病院事業からの借入金を一括償還するため、前年度比 7,422 万 1 千円の増額となっております。

次に、25 ページお開きください。議案第 14 号、平成 26 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 951 万 2 千円と定めております。対前年度比は 69.5%、2,170 万 6 千円の減額となっております。第 2 条は、一時借入金の最高額を 300 万円と定めております。内容は、昨年度実施の県補助金による鳥獣害防止柵設置委託料がなくなったことにより減となっております。

次に、29 ページお願いをいたします。29 ページは議案第 15 号、平成 26 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,351 万 3 千円と定めております。対前年度比は、1.8%、40 万 5 千円の増額となっております。第 2 条は、一時借入金の最高額を 500 万円と定めております。事業の内容につきましては、施設維持管理費の消費税増税分の増加によるものであります。

次に、予算書の 33 ページお願いします。議案第 16 号、平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

れ 15 億 9,775 万 2 千円と定めています。対前年度比は 4.2%、6,472 万 9 千円の増額となっています。第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 2 億円と定めております。第 3 条は、歳出予算の人件費にかかる同一款内での流用を定めたものです。内容につきましては、介護施設の開設等による利用者の増加に伴い、各介護サービス給付費が増額となっております。

次に、37 ページお願いをいたします。議案第 17 号、平成 26 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2,765 万 8 千円と定めております。対前年度比は 3.0%、369 万 7 千円増額となっております。第 2 条は、一時借入金の最高額を 2 千万円と定めております。第 3 条は、歳出予算のうち、人件費にかかる部分の同一款内での流用を定めたものです。事業の内容につきましては、ケアマネージャーの採用により職員給与費が増加しております。

次に、41 ページお願いいたします。41 ページは議案第 18 号、平成 26 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 2,832 万 7 千円と定めております。対前年度比は 1.9%、440 万 2 千円の減額となっております。第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 3 千万円と定めております。内容につきましては、後期高齢者医療広域連合への保険料負担金の減少により減額となっております。

次に、別冊の水道事業会計当初予算書及び説明書についてご説明をいたします。1 ページ、議案第 19 号、平成 26 年度土庄町水道事業会計予算であります。予算規模につきましては、対前年度比 29.0%、3 億 1,000 万 2 千円の増額予算となっております。第 2 条は業務の予定量であります。第 3 条収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益は、前年度に比べ 10.5%、4,804 万 3 千円の増額となっており、水道事業費用は、0.3%、111 万 3 千円の増額となっております。

2 ページの第 4 条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は、前年度に比べ 49.4%、2 億 8,314 万円の増額となっており、資本的支出は 42.3%、3 億 1,955 万 7 千円の増額となっております。第 5 条につきましては、事業の継続費を定めております。

3 ページ、第 6 条につきましては、企業債の目的等を定めております。第 7 条では、一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第 9 条は、支出予算の職員給与費にかかる流用を定めるもので、4 ページをお願いいたします。第 10 条では、一般会計からの補助金は 336 万 6 千円としております。第 11 条は、たな卸資産の購入限度額を 2 千万円と定めております。

次に、別冊の病院事業会計当初予算書及び説明書を願ひいたします。1 ページ願ひいたします。議案第 20 号、平成 26 年度土庄町病院事業会計予算であります。予算規模は対前年度比で 2.1%、4,080 万 2 千円の減額予算となっております。第 2 条で業務の予定量を挙げております。第 3 条収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益が 15 億 6,785 万 4 千円で、昨年度より 6.2%、1 億 391 万 2 千円減額となっており、病院事業費用につきましては、20 億 3,266 万 5 千円で 2.1%、4,200 万 7 千円の増額となっております。第 4 条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が 1 億 1,762 万 9 千円で、前年度より 180.5%、7,569 万 5 千円増額となっており、資本的支出につきましては、5,304 万 6 千円で、14.4%、898 万 8 千円の減額となっております。

2 ページであります。2 ページは第 5 条で一時借入金の限度額を 1 億円と定めております。第 6 条は、支出予算の件費にかかる流用を定めたものであり、第 7 条では、たな卸資産の購入限度額を 3 億円と定めています。

続きまして、条例関係議案についてであります。

最初の議案書の 127 ページをお開き願ひいたします。議案第 21 号、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特例措置等に関する法律第 3 条の規定に基づき、3 事業の総合整備計画の変更を定めたく、議会の議決を求めるものであります。128 ページ願ひいたします。その内容につきましては、小学校統合によるスクールバス購入事業、救急デジタル無線整事業負担金、高規格救急車購入事業負担金、これらを追加しようとするものであります。

次に、185 ページお開きください。185 ページは議案第 22 号、土庄町行政組織条例の一部を改正する条例についてです。内容は、人権対策室を住民環境課に統合し、効率的な組織運営を図るため本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、187 ページであります。議案第 23 号、土庄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。土庄町特別職報酬等審議会の答申を受け、交通指導員の報酬を改正するため本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、189 ページになります。議案第 24 号、土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例です。土庄町特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給料月額減額を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、191 ページです。議案第 25 号、土庄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例です。地方公共団体の財政の健全化に関す

る法律の一部改正に伴い、対象に国を加えるために本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、193 ページお願いいたします。議案第 26 号、土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。小海集会所の建設に伴い、設置場所の変更を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

195 ページであります。議案第 27 号、土庄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例です。分権一括法により社会教育法が改正され、社会教育委員委嘱の基準を定めるため本条例の一部を改正しようとするものです。

197 ページお願いします。197 ページは議案第 28 号、土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてです。土庄町重度心身障害者等医療費の支給対象者のうち、課税世帯にかかる自己負担額を廃止するため本条例の一部を改正しようとするものです。

199 ページであります。議案第 29 号、土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてです。公立病院の再編に伴い、土庄町が加入する組合立の施設を新たに加えるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

201 ページお願いいたします。議案第 30 号、土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてです。土庄町看護学生修学資金貸付金条例と同様に本条例の一部を改正しようとするものです。

203 ページお願いいたします。203 ページは議案第 31 号、土庄町小江自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。沖島集会所の設置に伴い本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、205 ページです。議案第 32 号、土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。河川管理施設等構造令の一部改正の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

207 ページお開き願います。議案第 33 号、消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。消費税率の引き上げとそれに伴う対応であり、条例の一部改正が第 1 条から第 29 条まであります。

次に、243 ページお開き願います。243 ページは議案第 34 号、土庄町太陽光発電等設備管理基金の設置、管理及び処分に関する条例です。町の公共施設に設置した太陽光発電等設備の維持管理及び更新にかかる事業を円滑に実施するため、本条例を制定しようとするものです。

245 ページです。議案第 35 号、土庄町地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例です。国から交付される地域の元気臨時交付金の対象となる事業の円滑な実施に資するため、本条例を制定しようとするものです。

247 ページお開きください。議案第 36 号、土庄町池西正輝教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例です。池西正輝氏の寄付金を財源として、教育の振興と施設、設備の充実を図るため本条例を制定しようとするものです。

次に、251 ページです。251 ページは議案第 37 号、土庄町子どもに対する医療費助成条例です。平成 26 年 8 月 1 日から小学校就学後から中学校卒業までの子どもについて、医療費の助成の範囲を外来にも拡大して実施するため本条例を制定しようとするものです。

次に、255 ページです。議案第 38 号、土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例です。第 3 次地方分権一括法が平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

次に、259 ページであります。議案第 39 号、土庄町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例です。小規模ため池防災対策特別事業の実施に伴い、本条例を制定しようとするものです。

次に、261 ページです。議案第 40 号、土庄町道路線の廃止についてです。道路台帳の整備に伴い、2 線を廃止しようとするものです。

次に、263 ページです。議案第 41 号、土庄町道路線の認定についてであります。道路台帳の整備に伴い、2 線を認定しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（川本貴也君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

散会

○議長（川本貴也君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でございました。